

Title	明治維新时期における日朝関係の変容
Author(s)	牧野, 雅司
Citation	大阪大学, 2012, 博士論文
Version Type	
URL	https://hdl.handle.net/11094/59381
rights	
Note	著者からインターネット公開の許諾が得られていないため、論文の要旨のみを公開しています。全文のご利用をご希望の場合は、 〈a href="https://www.library.osaka-u.ac.jp/thesis/#closed"〉 大阪大学の博士論文について 〈/a〉 をご参照ください。

Osaka University Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

Osaka University

【14】

氏名	牧野雅司
博士の専攻分野の名称	博士(文学)
学位記番号	第 25322 号
学位授与年月日	平成24年3月22日
学位授与の要件	学位規則第4条第1項該当 文学研究科文化形態論専攻
学位論文名	明治維新时期における日朝関係の変容
論文審査委員	(主査) 教授 飯塚 一幸 (副査) 教授 村田 路人 准教授 市 大樹

論文内容の要旨

本論文は、王政復古直後から廢藩置県という近代への移行期における日朝関係の変容について、天皇と朝鮮国王との交礼問題の展開を中心に検討した論文である。本論文は、全五章および「はじめに」と「おわりに」から構成されており、分量は400字詰め換算で361枚である。

「はじめに」では、明治維新时期における日朝関係についての研究史を概観し、①近年急速に進展している維新政府の朝鮮政策に関する研究は、明治六年政変の対立構図を読み解こうとするあまり外交政策そのものの分析がおろそかになっている、②近世史研究者による日朝関係史研究も、廢藩置県による対馬藩の解体をもって近世的通交システムの終焉と位置付け近代外交の成立を論じているものの、朝鮮側の主体性を組み込んだ議論になって

いないといった、問題点を提示する。

第一章「明治維新时期日朝間における交礼問題」では、維新政府の成立により主権者が天皇となったことで、将軍の上位にある天皇と朝鮮国王とは交礼において対等ではないとの認識が生まれ、朝鮮との国交交渉が紛糾する主因となったとの通説的理解を確認する。その上で、対馬藩・維新政府いずれも、外交文書(書契)の変更という交礼の刷新を朝鮮側が受け入れることはありえず、国交交渉が難航して戦争に至る可能性すらあるとの認識を持っており、ひとまず王政復古通告に止め交礼の設定が先送りされたことを明らかにした。

第二章「維新期の書契問題と朝鮮の対応」では、外交文書(書契)の変更に対する朝鮮側の対応を、朝鮮側の史料も利用しながら概観する。その結果、外交文書を朝鮮側が受け取るかどうかは、釜山の倭館に常駐している訳官の判断によるという、近世以来のシステムが依然として機能しており、異例の外交文書は朝鮮政府に届く前に門前払いされる状態であったことを論証した。朝鮮側が通交の場と交渉ルートを限定する近世以来の仕組みをうまく利用した結果、日朝の国交交渉は膠着状態に陥ったのである。

第三章「明治維新时期の対馬藩と「政府等対」論」では、国交交渉の停頓状況を打破するために、天皇と朝鮮国王ではなく政府同士の交際として日朝関係を設定しようという「政府等対」論が対馬藩で成立する背景を探る。そして、朝鮮からの入送米を前提に成り立っていた対馬藩財政が国交交渉の停滯で悪化し、維新政府からの財政援助も保留となっている中で、朝鮮への妥協策である「政府等対」論へと行きつくものの、対馬藩は日朝両国政府の対等な関係を望んだわけではなく、あくまでも交渉以前で留め置かれている外交文書を受け取らせるための方策として案出されたと結論付けた。

第四章「外務省の対朝鮮外交と近世日朝関係」では、廢藩置県までの外務省の動向を検討し、国交交渉が膠着状態にある中で、対馬藩のみから朝鮮情報を得ていた維新政府は、1870(明治3)年1月、直接外務省官員を倭館に派遣、同年末には倭館に常駐するに至ること、情報収集が進むにつれて、外務省は交渉が入り口で止まっている状態を打開するためには、近世以来の通交システムを崩す以外にないと認識するようになっていくことを明らかにした。

第五章「廢藩置県と近世日朝関係の解体」では、廢藩置県により対馬島主宗氏が消滅したことで、朝鮮側は維新政府と対面せざるを得なくなったものの、廢藩置県の通告を行い国交樹立の意志の有無を確認しようとする維新政府に対して、朝鮮は釜山の倭館でこれまで通りの対応を繰り返し、外務省を認知するかどうかで対峙するようになることを示し、廢藩置県によっても近世以来の通交システムを解体できなかったことを確認する。

「おわりに」においては、本論文での分析をまとめた上で、1876年までの経緯に触れ、日朝修好条規締結をもって近代的な日朝関係に移行したと述べる。

論文審査の結果の要旨

維新政府の成立により主権者が天皇となったことで、将軍の上位にある天皇と朝鮮国王とは交礼において対等ではないとの認識が生まれ、朝鮮との国交交渉が紛糾する要因となったことは広く知られている。だが、従来の研究では維新政府の朝鮮政策の持つ侵略性の

強弱に関心が集まり、朝鮮側史料の不足という史料的制約もあって、日朝間の交礼問題についての研究はほとんどない。本論文は、こうした研究状況を背景に、維新期の日朝関係の変容について交礼問題を軸にして明らかにしようとした意欲作である。

本論文は、これまでの研究史を批判して正面から交礼問題の展開を取り上げ、対馬藩も維新政府の外交当局も、早くからこの問題の重要性と朝鮮との間で紛議となる可能性を認識していた点を明らかにし、その過程で戦前の田保橋潔以来の対馬藩に対する誤った理解をかなりの程度修正することに成功している。また、明治維新期の日朝関係の研究に、近世以来の日朝通交システムが持つ拘束性という新たな視点を導入して、朝鮮側が倭館における外交文書の授受方法（書契問題）を利用して国交交渉を事実上門前払いし続けた実態を解明し、朝鮮側の主体性を組み込んだことや、この通交システムの解体こそが当時の日本政府の課題となった点を浮かび上がらせたことは、大きな成果である。

とはいえ、本論文にも問題がないわけではない。近世的通交システムの解体を論じるならば、1876年の日朝修好条規までを対象とする必要がありながら、廃藩置県で分析を終わっている点は惜まれる。さらに、1874年に清から朝鮮に日本との国交交渉に応じるように促す圧力があつた点を指摘するなど、日朝国交交渉の規定要因として清朝関係の重要性を推測したにもかかわらず、本論文の分析に十分生かすことができていない。ただ、こうした問題点は、今後の研究により克服することは十分可能であり、本論文が明治維新期の日朝関係研究にこれまでにない斬新な視点から切り込み、多くの新たな知見を提示した意義は動かない。

よって、本論文を博士（文学）の学位にふさわしいものと認定する。